

「常用点数早見表（診療所用）」2018年4月版 正誤及び追補 (2019.1.11 現在)

※厚労省による追加通知・告示により、本書による解説内容が変更となる場合があります。

頁	訂正箇所	誤	正																																			
3	㊸表「項目」欄の上から12行目	認知症 患者 地域包括診療料(基)	認知症地域包括診療料(基)																																			
4	表中、「項目」欄の上から4行目	小児特定疾患カウンセリング料(15 歳未満)	小児特定疾患カウンセリング料(18 歳未満)																																			
5	表中「項目」欄、下から12行目を右記に差し替え	<table border="1"> <tr> <td>ハイリスク妊産婦連携指導料(届)</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>月1回</td> <td>ハイリスク妊産婦連携指導料(双方) 診療情報提供料(I)</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>750</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ハイリスク妊産婦連携指導料(届)	1	1,000	月1回	ハイリスク妊産婦連携指導料(双方) 診療情報提供料(I)	○	×		2	750																										
ハイリスク妊産婦連携指導料(届)	1	1,000	月1回	ハイリスク妊産婦連携指導料(双方) 診療情報提供料(I)	○	×																																
	2	750																																				
7	下から16行目、C003の加算欄	…在宅療養 充実 加算1(届)+110、在宅療養 充実 加算2(届)+75 …	…在宅療養 実績 加算1(届)+110、在宅療養 実績 加算2(届)+75 …																																			
8	表中「医師」欄の「包括的支援加算」	包括的支援加算 (※4 の患者が対象)	包括的支援加算 (※5 の患者が対象) 編注：欄外に ※5 を追加 ※5の患者とは、以下(1)～(6)の状態をさす。ただし、管理料の「月2回以上(※3の患者の場合)」の区分を算定する場合は、算定できない。 (1) 要介護2以上の状態又は障害者総合支援法の障害者支援区分2以上の状態 (2) 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さのために、介護を必要とする認知症の状態 (3) 頻回の訪問看護を受けている状態 (4) 訪問診療又は訪問看護において注射又は喀痰吸引、鼻腔栄養の処置を受けている状態 (5) 介護付有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の看護職員が配置された施設に入居し、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態 (6) その他関係機関との調整等のために訪問診療を行う医師による特別な医学管理を必要とする状態																																			
9	表中、「項目」欄の下から8～11行目の「算定回数」欄	編注：在宅持続陽圧呼吸療法治療器加算の欄 <table border="1"> <tr> <td>3月に3回</td> </tr> <tr> <td>月1回</td> </tr> </table>	3月に3回	月1回	<table border="1"> <tr> <td>3月に3回</td> </tr> </table>	3月に3回																																
3月に3回																																						
月1回																																						
3月に3回																																						
10	投薬料の「院外処方」欄の②	②内服7種以上(上記を除く)又はベンゾジアゼピン 系薬剤 を1年以上…	②内服7種以上(上記を除く)又はベンゾジアゼピン 受容体作動薬 を1年以上…																																			
12	㊸創傷処置・皮膚科軟膏処置<レセ(40)>の表を右に差し替え	<table border="1"> <thead> <tr> <th>包帯等で被覆すべき創傷面の広さ又は軟膏塗布を行うべき広さの合計</th> <th>創傷処置</th> <th>熱傷処置(注2)</th> <th>重度褥瘡処置(注2)</th> <th>皮膚科軟膏処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 100 cm²未満</td> <td>(注1) 52</td> <td>(注1) 135</td> <td>(注1) 90</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2. 100 cm²以上 500 cm²未満</td> <td>60</td> <td>147</td> <td>98</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>3. 500 cm²以上 3,000 cm²未満</td> <td>90</td> <td>270</td> <td>150</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>4. 3,000 cm²以上 6,000 cm²未満</td> <td>160</td> <td>(注3) 504</td> <td>280</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>5. 6,000 cm²以上</td> <td>(注3) 275</td> <td>(注3) 1,500</td> <td>500</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>長期療養患者褥瘡等処置</td> <td colspan="4">入院期間1年超への褥瘡処置：範囲・回数にかかわらず1日24点。</td> </tr> </tbody> </table>	包帯等で被覆すべき創傷面の広さ又は軟膏塗布を行うべき広さの合計	創傷処置	熱傷処置(注2)	重度褥瘡処置(注2)	皮膚科軟膏処置	1. 100 cm² 未満	(注1) 52	(注1) 135	(注1) 90	-	2. 100 cm² 以上 500 cm² 未満	60	147	98	55	3. 500 cm² 以上 3,000 cm² 未満	90	270	150	85	4. 3,000 cm² 以上 6,000 cm² 未満	160	(注3) 504	280	155	5. 6,000 cm² 以上	(注3) 275	(注3) 1,500	500	270	長期療養患者褥瘡等処置	入院期間1年超への褥瘡処置：範囲・回数にかかわらず1日24点。				
包帯等で被覆すべき創傷面の広さ又は軟膏塗布を行うべき広さの合計	創傷処置	熱傷処置(注2)	重度褥瘡処置(注2)	皮膚科軟膏処置																																		
1. 100 cm² 未満	(注1) 52	(注1) 135	(注1) 90	-																																		
2. 100 cm² 以上 500 cm² 未満	60	147	98	55																																		
3. 500 cm² 以上 3,000 cm² 未満	90	270	150	85																																		
4. 3,000 cm² 以上 6,000 cm² 未満	160	(注3) 504	280	155																																		
5. 6,000 cm² 以上	(注3) 275	(注3) 1,500	500	270																																		
長期療養患者褥瘡等処置	入院期間1年超への褥瘡処置：範囲・回数にかかわらず1日24点。																																					
12	㊸の表下1行目	注1) 100 cm² 未満は、	注1) 100 cm² 未満は、																																			
19	上から2行目	㊸心大血管疾患・脳血管疾患等・運動器・呼吸器リハビリテーション料(届)	㊸心大血管疾患・脳血管疾患等・ 廃用症候群 ・運動器・呼吸器リハビリテーション料(届)																																			

最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介していきますので、ご確認下さい。